春日部市境界確認事務処理要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、春日部市が管理する土地のうち次に掲げる道路及び水路等(以下「道水路等」という。)とこれに隣接する土地との境界確認の事務処理について必要な事項を 定めるものとする。
 - (1) 道路法(昭和27年法律第180号)に基づいて認定している道路
 - (2) 河川法(昭和39年法律第167号)に基づき、又は河川法を準用して管理している 河川
 - (3) 里道及び水路等の法定外公共物

(申請者)

- 第2条 市長は、次に掲げるいずれかの者から申請があったときは、境界確認を行うものと する。
 - (1) 道水路等に隣接した土地の所有権を有している者(以下「土地所有権者」という。)
 - (2) 土地所有権者から委任を受けた者
 - (3) 裁判所から土地所有権者の後見人又は破産管財人として認められた者 (申請の委任)
- 第3条 前条第2号に規定する委任は、おおむね次に掲げるとおりとする。
 - (1) 測量士又は土地家屋調査士に境界確認申請に関する権限を委任するとき。
 - (2) 共有地で、一部の共有者が他の共有者に委任するとき。
 - (3) 遺産分割がされていない共有地で、一部の相続人が他の相続人に委任するとき。
 - (4) 制限能力者が法定代理人に委任するとき。

(境界確認申請)

- 第4条 申請をしようとする者は、官民境界確認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて市長に提出するものとする。第12条第1号から第3号までに規定する書類が提出されず、再申請をしようとするときも、同様とする。
 - (1) 案内図 地図の写し等に申請地を朱書きで示したもの
 - (2) 公図写し 法務局備付の公図を転写したものに転写年月日を記入し、境界確認を求める位置を朱書きで示したもの
 - (3) 土地所有者一覧表(様式第2号) 境界確認をしようとする土地の隣接地及び対向地 の地番、地目、地積、土地所有者及び住所を一覧表にしたもの
 - (4) 参考図書 法務局が所有する測量図で、申請地及び隣接地に関するものの写し

- (5) 土地の登記事項証明書 申請地の登記事項証明書で、申請日の1か月以内に交付を受けたもの
- (6) 委任状 申請者が申請行為を第三者に委任する場合に必要な書類で、申請者の実印が 押印されたもの
- (7) 印鑑証明書 申請者の印鑑証明書で、申請日の3か月以内に交付を受けたもの
- (8) その他市長が必要と認める書類

(審查)

- 第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、次に掲げる事項について審査し、境 界確認を行うことが適当と認めたときは、境界確認申請書受付台帳(様式第3号)に記載 するものとする。
 - (1) 申請者が、第2条に掲げる要件を満たしていること。
 - (2) 申請地が、道水路等に隣接した土地であること。
 - (3) 申請書の記載欄が、すべて記入されていること。
 - (4) 申請書に第4条各号に掲げる書類等が添付されていること。

(準備及び事前調査)

- 第6条 申請者又は申請代理人は、境界確認立会日の前日までに次に掲げる事項について準備又は確認しておくものとする。
 - (1) 現地立会いによる境界確認及び官民境界承諾行為を委任するときは、印鑑証明書を添付した委任状を市長に提出すること。
 - (2) 境界確認の参考となる資料の収集すること。
 - (3) 隣接土地所有者、対向地所有者及び利害関係人へ立会いを依頼して、立会日時と印鑑を持参するよう連絡すること。
 - (4) 測量の障害となるものを除去すること。
 - (5) 測量図又は道水路管理図による既設境界杭等を確認すること。
 - (6) 道路又は水路幅員を確認すること。

(道水路管理図の写しの請求)

第7条 申請者は、境界確認をしようとする申請地が地籍調査完了区域又は道水路管理図整 備区域内にあるときは、市長に道水路管理台帳図の写しを請求することができる。

(官民境界確定承諾書)

第8条 申請者は、官民境界が関係土地所有者の承諾を得て確定したときは、境界立会い日から1年以内に官民境界確定承諾書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 公図写し
- (2) 境界確定測量図

(境界確認不成立の扱い)

第9条 市長は、官民境界確認の現地立会いが不調に終わったときは、その経過を記録する ものとする。

(境界標の請求)

- 第10条 官民境界が確定した位置にコンクリート杭等を設置するため、境界標の支給を受けようとする者は、市境界標請求申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
 - (1) 案内図
 - (2) 公図写し
 - (3) 境界標設置位置図(境界確定測量図)

(境界標の支給)

第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、記載内容を審査し、境界標の支給 が適当と認めたときは、これを無償で支給するものとする。

(境界標の設置)

- 第12条 申請者は、道水路等と申請地との境界に境界標を設置するときは、次に掲げる事項に従って設置し、設置後は速やかに市境界標設置完了報告書(様式第6号)に境界確定測量図を添えて市長に報告するものとする。
 - (1) 設置位置は、官民境界線の折れ点等主要な点とすること。
 - (2) 設置作業は、測量士又は土地家屋調査士に依頼して行うこと。
 - (3) 境界標の設置費用は、申請者の負担とすること。

(道水路管理図への記載)

第13条 市長は、官民境界確定承諾書が提出されたときは、境界確定年度及び番号を道水 路管理図に記載するとともに速やかに道路台帳管理システムに入力し、管理するものとす る。

(書類の保存)

- 第14条 市長は、次に掲げる書類を永久保存するものとする。
 - (1) 境界確認申請書(添付書類を含む。)
 - (2) 官民境界確定承諾書(添付書類を含む。)
 - (3) 境界標請求申請書(添付書類を含む。)
 - (4) 境界確定図

- (5) 官民境界確定承諾書の提出がなかったときに市が作成した経過書
- (6) 官民境界確定証明願(様式第7号)(添付書類を含む。)

(境界確定証明願)

- 第15条 官民境界が確定していることの証明を受けようとする者は、官民境界確定証明願 (様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
 - (1) 案内図
 - (2) 公図写し(証明を求めようとする位置を朱書きで明示したもの)
 - (3) 境界確定測量図

(境界確定証明書の交付)

- 第16条 市長は、前条に規定する官民境界確定証明願の提出があったときは、次に掲げる 事項について審査し、適当と認めたときは、証明書を交付するものとする。
 - (1) 証明書交付申請地は、すでに官民境界が確定していること。
 - (2) 証明書交付申請地に関しての官民境界確定承諾書及び境界確定測量図が提出されていること。
 - (3) 境界標は、境界確定図記載のとおり現地に設置されていること。
 - (4) 境界標間距離は、境界確定図記載のとおり現地で確認できること。 (その他)
- 第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

注意事項

《境界確認申請書》

- 境界確認申請書の申請者印は、認印で結構です。
- ・ 境界確認申請書の提出を第三者に依頼する場合は、委任状に印鑑証明書(申請日の 3か月以内に交付を受けたもの)を添付して提出してください。

《事前調査》

• 境界確認申請者及び申請代理人は、測量図又は道水路管理図を基に境界杭、道路幅 員及び水路幅員を事前に確認しておいてください。

《現地立会い》

- 立会いを必要とする関係土地所有者の範囲は、市の確認を受けてください。
- ・ 申請者は、関係土地所有者に現地立会い日時と、立会い当日「認印」を持参するよ う連絡してください。
- ・ 申請者が第三者に境界立会い及び境界確認承諾を依頼する場合は、委任状に印鑑証 明書(申請日の3か月以内に交付を受けたもの)を添付して提出してください。
- ・ 共有地で一部の共有者が他の共有者に立会い及び承諾を委任する場合も委任状を提 出してください。
- ・ 境界確認申請者及び申請代理人は、事前調査の結果を市職員及び立会っている関係 権利者に説明してください。

《杭の設置》

- 春日部市のマークは、原則として官地側に面するように設置してください。
- ・ 杭の地表露出高は、場所に応じて行ってください。 (原則として10cm程度)
- ・ 境界標の請求は、申請者とします。

《境界標設置及び完了報告》

- 境界標は、官民境界線の折れ点等主要な点に設置してください。
- 境界標は、土地家屋調査士又は測量士に依頼して設置してください。
- 境界標設置後は、測量を実施し官民境界確定図を確認してください。
- ・ 境界標設置後は、速やかに市境界標設置完了報告書に官民境界確定図等必要書類を 添付して提出してください。

《境界確認の不調扱い》

・ 境界が立会い日に確認されても、1年以内に官民境界確定承諾書及び官民境界確定 図の提出がない場合は、官民境界確定が不調になったものとして取り扱います。その 場合、再度、官民境界確認申請書を提出していただくことになります。

《官民境界確定証明書の交付》

- ・ 境界が立会い日に確定しても、官民境界確定承諾書及び境界確定図の提出がない場合、官民境界確定証明書の交付はできません。
- ・ 官民境界確定証明願の提出を第三者に依頼する場合は、委任状を添付して提出してください。

書類のつづる順序について

〇 官民境界確認申請書

- (1) 官民境界確認申請書(表紙)
 - 回は認めでよい。
- (2) 委任状
 - 印は実印とする。
- (3) 印鑑証明書 原本還付できるものとする。
- (4) 案内図 住宅地図等の写しが好ましい。
- (5) 公図写し ネットでダウンロードしたものでも可とする。
- (6) 土地所有者一覧隣接地、対向地の所有者を記載する。
- (7) 登記事項証明書ネットでダウンロードしたものでも可とする。
- (8) 参考資料 地積測量図等参考となるものがあった場合添付。

○ 官民境界確定証明願

- (2) 委任状(立会い査定が無しの場合添付) ・ 回は認めでよい。
- (3) 案内図 住宅地図等の写しが好ましい。
- (4) 公図写し ネットでダウンロードしたものでも可とする。
- (5) 官民境界確定図図面の作成例に基づく。
- (6) 参考資料 (立会い査定が無しの場合) 証明の根拠となる資料を添付。

官民境界確認申請書

					年	月	日
春日部市長	あて						
		申請者	住所				
			氏名				
		代理人	住所				
			氏名				
			電話番号	()		

下記の土地と公共用地(口市道・口赤道・口河川敷・口水路敷)との境界を、立会いの上確認したいので春日部市境界確認事務処理要領第4条の規定により、下記のとおり申請します。

 1 土地の所在 春日部市

 2 申請の理由 敷地確定・地積更正・分筆・建築確認・開発行為・売買・その他()

- 3 添付書類
 - ① 案内図(申請場所を朱色で明示したもの)
 - ② 公図写し(法務局の公図を転写したものに転写年月日記入のもの)
 - ③ 土地所有者一覧表
 - ④ 参考図書(地積測量図等)
 - ⑤ 登記事項証明書

代理人が申請する場合は、上記書類の他に次の書類が必要です。

- ⑥ 委任状
- ⑦ 印鑑証明書(申請者の印鑑証明書)

土 地 所 有 者 一 覧 表

地番	地目	地積	住	所	氏 名

⁽注)登記簿を調査の上、申請地の両隣及び対向地(公共用地を挟む反対側)及び官地について、記入してください。

官民境界確定承諾書

年 月 日

春日部市長 あて

申請者	<u>住</u>	所		
	氏	名		(EI

私所有地(春日部市

番地)と公共用地との境界につい

て、 年 月 日に関係土地所有者とともに現地立会いの上、官民境界確定図のとおりであること確認し承諾したので、春日部市境界確認事務処理要領第8条の規定により、提出します。

関係土地所有者

-		以 	
	住 所		
1	氏 名		F
	所有地	春日部市	
	住 所		
2	氏 名		F
	所有地	春日部市	
	住 所		
3	氏 名		F
	所有地	春日部市	
	住 所		
4	氏 名		F
	所有地	春日部市	
	住 所		
5	氏 名		F
	所有地	春日部市	
6	住 所		
	氏 名		F
	所有地	春日部市	

市境界標請求申請書

			年	月	日
春日部市長 あて					
申請者 住所					
氏名				◐	
代理人 住所					
氏名					
電話	番号	()			
公共用地と下記の土地との境界が確認されたの	で、市境界	標を設置した	たく春日	日部市均	竟界
確認事務処理要領第10条の規定により、下記の	とおり申請	します。			
后					
1 土地の所在 春日部市					
2 請求数量					
・コンクリート杭					
	٦.				
┗┛ <u></u> ᢜ ┗┛ <u>_</u> ᢜ ┗	┛本				
・プレート					
	٦		. 6	9	
┗┛枚 ┗┛枚 ┗┛枚 ┗	┛枚	Ш	枚 <mark> し</mark>	"	枚
3 確定年月日 昭和・平成・令和 年 月	日	確定番号_			
昭和・平成・令和 年度		道水路管理	里図		
4 支 給 日 年 月 日					
5 添付書類 案内図					
公図写し(法務局の公図を転写	ましたもの)				
境界標設置位置図(設置箇所名	色表示・均	竟界標マーク	表示・	座標値	添)
◆注意事項					
/		·			

- (1) 春日部市のマークは、原則として官地側に面するように設置すること。
- (2) 設置高さは、場所に応じて設置すること。(原則として 10cm 程度露出)
- (3) 申請者は、土地所有者に限る。

市境界標設置完了報告書

年 月 日

春E	部市	長る	あて		
				申請者 住所	
				氏名	(
				代理人 住所	
				氏名	
				電話番号	
				た境界標を所定の位置に埋設又は設置したので、春日部市境界 - land in the control of the contro	確認事
務处	<u>.</u> 理要	領第	12条0	D規定により、報告します。	
				- -7	
				記	
1	培贝	確定系	张 早		
•	光り	*IE /C 1	# 7		
2	添	付 書	類	境界確定測量図(境界標設置後に測量を実施して確認したもの	\mathcal{D}_{α}
	***		,,,,		• • •
3	設	置場	所	春日部市	
4	支:	給 数	量	コンクリート杭本	
				プ レ ー ト枚	
5	設	置数	量	コンクリート杭本 残本	
				プ レ ー ト枚 残枚	
6	設	置	者	住 所	
				氏 名	
				連 絡 先	
6	設置	後の確	隺認	・測量を実施し境界確定測量図と相違ないことを確認しまし	た。
				その他()

官民境界確定証明願

			年	月 日
春 E	日部市長 あて			
		申請者 住 所		_
		氏 名		(
		代理人 住 所		
		氏名		•
		電話番号		
		月地(道路・水路敷) との境界は、立 いることを証明願います。	会によって確認され境	界確定測量
		記		
1	土地の所在			
2	確定年月日	昭和・平成・令和 <u>年月</u> 昭和・平成・令和年度	日 確 定 番 号 道水路管理図	
		四们:十八、7代 <u>十人</u>	但小阳自垤囚	
3	使 用 目 的			
4	添付書類	案内図、公図写し、境界確定測量	図(境界標設置後に確詞	忍したもの)
去	道管証第	号		
甘】	巴丘弧力	7		
		上記のと	おり相違ないことを証	明する。

年 月 日

春日部市長

